

秦野ラグビースクール 会則

第1条 名称

本会の名称は「秦野ラグビースクール」とする。

第2条 目的

本会はラグビーを通じて体力の向上と豊かな人間性の育成を目指し、スポーツの厳しさを学ぶと共に、次代を担う立派な人間として成長することを願うものである

第3条 事務局

本会の事務局は、秦野ラグビースクール代表（子安 充）宅に置く。

第4条 会員

- 1) 本会の会員は、園児より小学6年生を対象とし入会は随時受け付ける
- 2) 年度毎に入会申込書は年度毎にて会員資格は得られ、継続はしないものとする。
- 3) 引き続き次年度も参加希望の会員は、3月中に入会手続きを行う。
- 4) 連絡無く3ヶ月以上欠席した場合は、退会とする
- 5) 小学課程終了後、中学課程希望者は原則として「西湘ラグビースクール（*）」に移籍し継続する事が出来る。但し他のスクールを希望する者がいれば妨げるものではない。
*「西湘ラグビースクール」とは
一般社団法人TOKAI RUGBY CLUBの支援を受けた中学生を対象としたクラブチームである。

第5条 組織

- 1) 本会の組織は、代表、校長、コーチ、レフリー、事務局、スクール生、保護者により構成され、必要に応じてその他の役員を置くことがある。
- 2) 本会の組織は運営委員会を置く。運営委員会は代表、校長、ヘッドコーチ、事務局、会計によって構成し、1ヶ月に1度運営委員会を開く。
- 3) 会則の変更等重要な事項の決定は、運営委員会の過半数の賛成により決められるものとし、総会等で会員の承認を得る。
- 4) 毎年4月と3月に総会を行い、事業計画（事業報告）、予算案（決算報告、監査報告）に対して会員の承認を得るものとする。

第6条 会費

- 1) 年会費は傷害保険料を含め20,000円とし、入会申し込み時に納入する。
途中入会の場合は、7月以降は月割りとし、1ヶ月あたり2,000円とする。
ただし、兄弟が在籍する場合、二人目からは半額とする。
- 2) 申込書、参加会費の滞納ある時は 退会もやむを得ないと判断することもある
- 3) 途中退会の場合、会費は返還しないものとする。
- 4) 合宿、レクリエーション、その他の費用についてはその都度徴収する。
- 5) 会計年度は4月から翌3月までとする。

第7条 活動場所

本会の主たる練習場は、「NITTANパークおおね（おおね公園）」「立野緑地スポーツ広場」「中井町境グラウンド」「中井町総合グラウンド」他とする。

第8条 活動

- 1) 本会の活動年度は4月1日から翌3月31日までとする。
- 2) 練習時間は日曜日、基本的に午前8時から12時までとする。
※ 変更の場合もある。
- 3) 毎年4月に開校式、夏期に合宿、秋期は県大会参加等の活動を行い、3月に卒業式を行う。

第9条 事故傷害

活動中における事故、傷害についてはスポーツ傷害保険で対応するが、この範囲外の事故・傷病については本人または保護者の負担とする。

第10条 心得

- 1) 練習時の服装は専用のラグビー用品に限定しないが、頭部保護のため「ヘッドキャップ」は必ず着用すること。ただし、2年生以下のカテゴリーでは着用の義務はない。
- 2) 公式戦並びにそれに準ずる試合においては、チーム統一のジャージ、パンツを着用する。
- 3) 備品や貸与した用品は大切に扱い、返却時は清掃・洗濯すること。
- 4) 遅刻・欠席に関しては必ず監督・コーチ等に連絡する。

附則)

- 1) 感染症対策として学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖になった場合は閉鎖対象のスクール生は活動への参加は認めない。
- 2) また、感染症により本人あるいは家族が陽性になった場合、濃厚接触者に認められた場合は活動への参加は認めない。ただし、本人の陰性が証明された場合、その限りではない。

制定 本規約は、1984年4月1日制定施行する
改定 2015年5月1日（事務局設置場書変更）
2020年5月1日（会則見直し・中学課程を「西湘ラグビースクール」へ移設）
2022年3月22日（会則見直し）